

第9回 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会 議事要旨

1 日時 平成18年12月25日(月) 10:00～12:00

2 場所 三田共用会議所

3 出席委員等

(1) 委員

前田委員(座長)、姉崎委員、江川委員、岡田委員、坂元委員、藤岡委員、藤川委員
義家委員、樋口委員、竹花委員、小林委員、池田委員(代理)

(2) オブザーバー

田代内閣府参事官(代理)、安間文部科学省スポーツ青少年局青少年課長

(3) 事務局

巽長官官房審議官、山口少年課長、谷情報技術犯罪対策課長、中川少年保護対策室長
滝澤少年課理事官

4 議事

(1) 開会

【座長】 それでは、9回目の研究会を始めさせていただきたいと思います。

本研究会では、本年4月に設立後、携帯電話、ゲーム、そして子どもを性行為等の対象とするコミック等の3つの課題について、これまで8回の会を開いてまいりました。その間、有識者や携帯電話会社、ゲームの関係業界団体などからヒアリングなどを実施しつつ、これまで審議を進めてまいりました。

この過程におきましては、特に喫緊の課題として、携帯電話と子どもの関係について本年9月に「携帯電話のもたらす弊害から子どもを守るために」という中間報告を取りまとめました。その後、国会をはじめさまざまな場で携帯電話の弊害に関する議論が喚起されて、11月には総務大臣が携帯電話会社にフィルタリングの普及、促進を要請し、携帯電話会社が一層の取組強化を図ることを表明いたしました。

このようなことから分かりますように、本研究会での審議が子どもを守るための対策を進める上で一定の成果を上げてきたものと考えております。これまでの委員の皆様のご尽力に心から感謝を申し上げます。

本日は、これまでの検討の成果を最終報告書として取りまとめたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

(2) 事務局説明

(3) 自由討議

【座長】 携帯電話については中間報告も出しておりますけれども、その後、少し直したところなどがございますので、何かご指摘いただければと思います。

【A委員】 「携帯電話がもたらす弊害への対策の現状と課題」というところの(1)保護者の一番最後に追加された部分で、「場合によっては犯罪となることを子どもに十分に教えていないこと」というところですが、この「場合によっては犯罪となる」というのは、どういったところを想定されているのかだけをちょっと確認をさせていただきたい。

【事務局】 いじめにしても、いろいろ無視をしたりとか、程度の軽いものから重いものまでございます。中には恐喝ですとか、暴行ですとか、実際に刑事事件と立件されているものも年間かなりの例がありますが、そうでないいじめというのも多数ございますので、そこは場合によっては犯罪になるという言い方にしてございます。

【B委員】 具体的に、携帯電話を使ったどのようなメールがどのような犯罪になるのか、説明したらどうですか。

【事務局】 例えば相手方に対して個別に侮蔑するような内容のメールをしますと、名誉毀損ですとか、侮辱罪というのにあたるような場合がございます。これがメールを使った場合のいじめの典型的な犯罪ということになりますが、そこまで至らないようなものも多数あるということで、場合によってはという言い方をしてございます。

【B委員】 名誉毀損、侮辱罪以外に、脅迫罪に該当する文面、例えば死ねとか、そういうふうな言い方も場合によっては脅迫罪になる可能性があるように思います。

【C委員】 「取組の強化に向けて」の(1)の なんです、これは私がメールでお願いして入れてくださったというふうに理解しております。ぜひ委員の皆様にはご確認いただいて、具体的にどんなことを家庭で話し合ったらいいのかということ盛り込まないと説得力がないだろうということで、こういった具体的な項目を入れていただいたんですが、こういうものを入れるかどうか、あるいは入れたとして、こういう内容がいいかどうかということについては、もし何かお気付きの点があれば出していただいた方がよろしいかと思っておりますので、ご審議いただければと思います。

【座長】 やや長めに具体的に書き込んでいただいて、私は非常にいいと思うんですが、特に何かお気付きの点というか、ご意見があればどうぞ。

おっしゃるとおり、こういう提言の中ではどうしても抽象的になりますので、こういう具体的にどうするかという手がかりを書き込んでいるということは非常に重要なことだと思います。

【D委員】 具体的に定めることについては、これは適切であろうかと私も思いますが、1点、語尾のところなんです、瑣末なことでもございますけれども、家庭教育の自主性とか、家庭の在り方について、やはり1つの啓発を行っていくという意味で、「必要である」という文言が適切なのか。冒頭にもございますように、フィルタリングのときもそうですが、付加することが望ましいと。ですから、ここについても「明確なルールを家庭内で定めることが望まれる」、当然この「具体的なルールを定めることが望まれる」、こういう形で家庭への啓発を促していくということで、こちら側があまり一方的に必要であるというふう

に断定するよりもよろしいかと思えます。

【座長】 実質の中身は変わりませんが、今、D委員からご指摘のとおり、ほかのところが必要であるというのは随分使っていますが、この中身に関しては、家庭内のルールが必要だというのは確かにちょっときつ過ぎるかもしれない。ただ家庭として何をしていたらいいかという意味では、この「望ましい」でも十分メッセージとしては伝わると思えますので、それは事務局よろしいですか。これは最終報告書なんですけど、今のようなご指摘の部分は対応できると思えますので、直させていただいた上で、最終決定したいと思えますので、今の段階で皆さん確認していただければと思います。この部分については、「必要である」を「望ましい」に直させていただくということで、何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 はい、承知しました。

【座長】 ほかに何かご指摘いただく点はないでしょうか。

もしなければ、続きまして第3のゲームについてご議論いただきたいと思えます。よろしくよろしくお願いいたします。

【E委員】 これまで会議の席上でもいろいろ意見を申し上げさせていただきました。また電子メールでも意見を申し上げさせていただいて、それをご検討していただき、ご調整いただいた結果ということで、私といたしましては基本的にこれで結構かと思っております。ただ細かいところなのですが、その後ちょっと気付いたところがありまして、今言うしかございませんので申し上げたいというふうに思えます。

まず「取組の強化に向けて」の(2)の最後の行で、「また、オンラインゲームをはじめとする新たな課題がもたらす弊害や危険性から子どもを守るための取組については不十分な状況にある」とございまして、「そのため、オンラインゲームに係る業界団体は」とございませけれども、この「新たな課題」というのは、もちろんオンラインゲームだけではなくて、例えば携帯電話で行うゲームなどが入ってくるんだらうと思うのですけれども、そうなりますと、「そのため、オンラインゲームに係る業界団体」というのは、例えば「等」などを入れまして「オンラインゲーム等に係る業界団体」としないと、前からのつながりが合わなくなってくるかと思いました。

それから、これに関連して、ゲームの部分の別紙についてで、気付いておけばよかったんですけども、2つ目の 種類、対象及び審査実績とありまして、2002年10月から2006年8月とございまして、このマークそのものは、もともと2002年から始まっているのですけれども、当時はZがなく、これは報告書の本文の方にもございましたけれども、ABCにあたるものは変わらないのですが、Dにあたるものが18歳以上でございました。それが今年の3月からZが新設されて、Dが17歳以上に変更されたということがありますが、今一括して2002年からという形になっております。これが少し誤解を招くかなというふうに思った次第でございまして。

【事務局】 事実関係でございまして、注を付けたりしまして、ここは適正に表記したいと

思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【座長】 ご趣旨は十分理解いたしましたので、直し方はちょっとお任せいただいて、注にするとか、分かりやすい形で必ず表記させていただきたいと思います。

【F委員】 メールなどでかなりやりとりをして、こちらの主張しているところを大分盛り込んでいただいたと思います。そういう意味で非常に画期的な報告書になって、ゲームに関しても大分踏み込めたと思います。なかなかみんな感じていても実際言葉にして言うということが難しい部分もあったわけですが、いろいろな部分で、E委員ともいろいろ議論がありましたけれども、共通項を見出すことができ、ここまでは共通認識として言えるだろうというところでこういう形にたどり着けたことは非常によかったと思います。

私としましては、オンラインゲームと同時に、今非常に子どもたちに大きな影響を与えているのは携帯用のゲーム機だと思うんですね。非常に早くから触れ始めるというのもあります。オンラインゲームの使用というのは、まだある程度ゲームにはまっている子とか、そういう携帯を持ち始めたりとか、パソコンを持ち始めた子が主で、中学生なんかの調査でも、オンラインゲームにのめり込んでいる子というのは、まだ3%とか4%とかというような数字です。もちろんだんだんそれが低年齢化していくという危険性はあると思うんですけども。一方携帯用のゲーム機に関しては、これはなかなか親が管理するという場合にちょっと手ごわい相手です。旅行先であろうが、何かスポーツをしているときであろうが、あるいはトイレの中であろうがやっているというようなことで、非常に大きな、生活面では影響が出やすいのではないかなと。電車の中でもよく大学生の方とか、成年の方なんかやっていたり光景に出くわしますけれども、その辺がやはり適切な使用が損なわれる危険があるのではないかなということで、その辺もできれば盛り込んでいただきたかったです。いろいろな差し障りもあるのかも分かりませんが、そこはオンラインゲーム等という中にここでは一緒くたになったというところなんですけれども、私としては現実の、現状の子どもの状況を考え、今後のことも考えますと、その辺に少し不満は残るものの、ほかの部分ではかなり突っ込んだ、踏み込んだ報告書にさせていただいたのではないかなと思っております。

【座長】 どうもありがとうございます。もちろん不十分なところもあろうかと思えますけれども、やっぱり出してまとめ上げていくタイミングというのがございますので、オンラインゲーム等という形で盛り込まれたということで、これで今回はまとめさせていただきたいというふうに考えております。

【G委員】 非常に細かいところなんですけれども、点線で囲まれたゲームの特性というところなんですけれども、暴力的ゲームの特性なんですけれども、これでは一般のゲームと混同されてしまうので、書くとしたら暴力的ゲームの特性、あるいはただの特性、あるいは何もなくてもいいと思うんですが。下は暴力的ゲームの影響が指摘された事例、上はこれ一般のゲーム、例えばテトリスはこの範疇には入らないわけですね。だから暴力的ゲームの特性、あるいは特性、あるいは何も無い、どれかにした方がいいような気がします。

【事務局】 どちらかの形でやらせていただきます。特性か、あるいは暴力的な特性という形で。

【F委員】 それについてですけれども、直接暴力的でなくても、それは例えば学園型のゲームとか、そういうふうなことでもこういうことは言えるので、参加型ゲームとか、何かその役割を担っているような、だからそういうふうな文言を付けた方がいいかなと思います。

【座長】 その前後、暴力的なところに注目して、(1)の頭も暴力的、それからその後、ご指摘がありましたように、二重線で囲んだところも暴力的なゲームの影響と、ゲームの特性と書いた破線内も、これは全部暴力に関連する部分ですので、暴力という言葉で絞るのがいいか、今、F委員がおっしゃったような……。

【F委員】 下に暴力への正当化とか、報酬というのがありますから……。

【G委員】 例えば暴力傾向を誘発するゲームの特性、そうすると先ほどF委員が言ったのも範疇に入ってくると思います。

【B委員】 暴力的でいいような気がします。

【座長】 そうですね。初めにおっしゃった暴力的ぐらいで。事務局、それでよろしいですか。

【事務局】 下の並び等も考えまして、暴力的なゲームの特性という形でもしご異論なければさせていただきます。

【座長】 そうですね。暴力的なゲームの特性ということでご了承いただいてまとめたいと思います。

【C委員】 「ゲームがもたらす弊害への対策の現状と課題」の地方公共団体のところですが、条例では包括指定という手法がございますね。これは確認なんですが、包括指定でもって例えばZ指定のものを指定してしまっているという例はないんですね。

【事務局】 包括指定という形でZ指定されているものもございます。

【C委員】 そうしますと、そのことについて触れておかないと、この8府県のこの2つのゲームへの指定のみが有害図書指定だというふうに誤解を招くかもしれないなと今気付いたのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 包括的指定の事実をちょっとまだ個別に確認しておりませんので、確認しました段階で、「包括指定のほか」というような趣旨のものを入れておけば正確な表記になるかと存じます。

【C委員】 もしも長ければ、「個別指定として以下の指定をしている」というふうに、限定していただければいいと思います。

【事務局】 分かりました。

【C委員】 本来、包括指定である程度やるべきかとは思いますがね。これらのゲームも恐らくZ指定になっていますよね。この指定があったのは、Z指定という制度ができる前の時点で、その後Z指定はできているので、本来はZ指定イコール包括指定にしてしまえば済

む話なのかなという気もいたしますので、ちょっと微妙な問題なんです、ご検討いただければと思います。

【座長】 動きが新しい部分ですから。時間をというの、この会議の終わりまでに何とか調べて確認する作業をやっているということですね。ですから今の点は、C委員のどちらかの形でまとめたいと思いますが、事実を確認して、案文を確定して、最後に皆さんのご承認を得て最終案にしたいと思います。

【D委員】 ここでもう既にご議論があったことかと思うんですが、これを拝見させていただきますと、暴力的なシーンの問題とのめり込みの問題、いわゆる内容の問題と子どもたちの長時間にわたってのゲームへのいそしみの問題の2つの側面があると思うのですが、暴力的なシーン、内容の問題については、どういう規制を行うかということは別途考えるにしても、子どもたちがのめり込むことを一体どうやって抑止していくのかということは、なかなか難しい問題だと思うんですね。「ゲームがもたらす弊害への対策の現状と課題」、ここの(2)のアで家庭教育への支援ということが書かれてあるわけですが、文部科学省でも、脳科学と教育といったところで、ゲームを長い間のめり込んでやっていると、子どもの情動に影響を与えているのではないかと、いろいろな知見も少しずつ明らかにされてきていますけれども、こういったことを考えますと、家庭でまず最初にできることというのは、自分の子どももそうなんです、子どもたちがそういうゲームにいそしむ時間についてルールを設ける、例えばゲームをやるときの時間のルールを設定するなど、具体的に家庭で取り組めそうなものを例えば例示で挙げるとかしていただくと、家庭で一体何がまず取り組めるのか理解しやすいだろう。暴力的なシーンの影響について、親や学校に理解していただいて、それを普及啓発するための取組が大事だと思うんです。いわゆる業界規制の問題もありますけれども、まず家庭でできるとすれば、まず時間ルールの設定など、ゲームへの指導を支援するというので、例えば1つの例示を挙げていただくとよろしいのではないのかなという感想を持ちました。

【座長】 家庭の側からというよりは、業界に働きかける観点で作られてしまっているのあれですが、注に一定時間経過したら警告が出るようなものというようなことを入れてはいるんですが、これは……。

【H委員】 「取組の強化に向けて」の部分で、家庭でのルールづくりというのが出ているので、だから入れるとしたらそこにさっき言った時間の問題とか、例示を入れるということではないですか。

【D委員】 ここにありますね。そうですね。

【座長】 D委員ご指摘のように、それが目立つようにということもあるんですが、包括的に最後のところで押さえてあるということでお許しいただいて。事務局の方から何か説明することはございますか。

【事務局】 H委員からご指摘のあった部分2行というところで、中身は今先生おっしゃっ

たことも含まれるという形でいかがでしょうか。

【B委員】 これについては、C委員、さっきの携帯電話のような具体的なものをちょっと書いていただければ一番いいんですけども。

【H委員】 例示をこの中に入れたらこれで……。

【B委員】 やはりその方が親切だと思います。携帯電話であれだけ親切に説明を書いたのですから、やはりここも書かなければいけないような気がしますが。

【座長】 どうでしょうか。1文入るだけでもあれかもしれない。作業をお願いしてしまって申しわけないですが、お願いしたいと思います。ほかにゲームの部分で何かご指摘いただくようなところはよろしいでしょうか。

続いてもう1つの柱、コミックについて、第4の部分に入らせていただきたいと思います。

【H委員】 いろいろ事務局の方もご苦勞をなさって、かなりバランスのとれたものになったのではないかなというふうに思います。

ただ、ちょっと1点質問です。気になったのが、「等」という言葉がすごく多くて、こういう文章ではしょうがないのかもしれないんですけども、一番最初に、「コミック等について」については、コミックのほかにゲームやアニメなどを含むということがちゃんと書いてあるんですけども、いきなり「子どもを性行為等の対象」と、だからどの辺までを我々は問題にしているのかというのを全然入れなくていいのかなというのをちょっと疑問に思ったんですけども、いかがなんでしょうか。

【座長】 「性行為等」というのは、かなり定着したというか。ではちょっと事務局の方からご説明を。

【事務局】 性交、もしくは性交類似行為みたいなものははっきりしているんですが、その外延について、例えば前回議論になりました、テレビに出てくるようなものはどうなんだというところまで広げるかどうかについては、ちょっとそこまで広げるのはどうかなということでありまして、性交もしくは性交類似行為を「等」で考えておりました。

【座長】 要するに性交だけでは狭いんですね。性交類似行為というのは、かなり確立したものがあって、ですからこの子どもを性行為等の対象にするというのは、性交及び性交類似行為という意味ですね。

【事務局】 はい。

【座長】 ここはだから「等」が並ぶんですが、この「等」は取れないんだと思います。

【H委員】 もうちょっと丁寧に言わないと、誤解されたりしないでしょうか。余りこの業界の用語がよく分からないので聞くんですけども、ぱっと一般の人が見たときに、性行為等というと、何と何を問題にしているのかという、性行為だけではないというのはもちろん分かるんです。だけれども、どこまでを問題にしているのかというのを言わなくて、一般の人も読むと思うので、どうかなとちょっと思ったんですけども。例えば、注釈で何か下の方にどういう意味だということを付けておくとか。

【事務局】 そういった文章を注釈で付けさせていただきます。

【H委員】 それから、「等」が邪魔だみたいなことを言っておいて何なんですけれども、その下の二重四角ありますよね。子どもを性行為等の対象とするコミックの例と、3つの例がありますけれども、一番最後はゲームと書いてあるので、これはやっぱり「等」が要るのではないですか。

それからもう1点だけ。「新たな課題：インターネット販売」のところで、初めの中、「インターネットさえあれば」というのはちょっと変で、「インターネットを通じて」でいいのではないですかね。インターネットというのは常に仮定法ではなくてあるものなので「インターネットを通じて」か、もしくは「パソコンや携帯電話さえあれば」とこういうふうにするか、どちらかだと思います。

【座長】 「通じて」に直させていただくということによろしいですね。

【B委員】 「子どもを性行為等の対象とするコミック等の状況」の部分で、「これらが社会にもたらす弊害について議論することもなされていない」という記述がありますが、「十分な議論がなされていない」というふうに改めてほしいんです。というのも、例の宮崎事件の有罪判決の後、高名な小説家が非常に厳しい的を射た論評をされておられるのが各紙に載せられたこともございますので、「十分な議論がなされていない」というふうにさせていただかないと。

【事務局】 「十分な議論がなされていない」という形で。

【座長】 「議論」を「十分な議論」に直すということですね。

【B委員】 あるいは「十分」という言葉を入れてくれれば、2文字入れてくれてもいいですけれども、「十分議論することもなされていない」と。

【I委員】 インターネット販売のあたりのところなんですけれども。インターネットで買えるだけではなくて、すごく若い、小学生ぐらいの子どもなんかサンプルを集めているというのがあって、低年齢化しているところがあるので、広報の仕方とか、そのあたりのことにも触れていただけるとありがたいと思うんですが。「懸念されること」のところで、「コンビニ等での決済が可能であるため、クレジットカードのない者でも購入ができること」とあるんですけれども、それもそのとおりなんですけど、購入しなくても、全くお金のない小学生とかでも、買わなくてもサンプルを集めてそこにはまっていくというケースが結構あって、性暴力が当たり前になるのがすごく低年齢化しているの、そのあたりもちょっと注意をしていただけるとありがたいと思います。

【座長】 はい。そうすると、丸幾つかに、もう1個立てるということですかね。とかに入れ込むのはちょっと厳しいですね。

サンプルというのは、ちなみにどういうことなんですかね。漫画の部分なんですか。

【I委員】 はい、そんなにはっきり見たわけではないんですが、話を聞くだけでは、部分をちょっと、例えばホテルでビデオを見るときにちょっと出てきますよね、見本みたいなもの

が、あんな感じで……。

【座長】 漫画の一部が要するにダウンロードできてしまうと……。

【I委員】 そうです。ただで、無料でダウンロードできて、小学生がそれをためていける。

【座長】 現にそういう話をI委員、伝聞かもしれないんですが、具体的にやっているというように話を聞かれているということなんですね。

【I委員】 そうです。そういうケースが結構います。

【座長】 そうすると、ネット、バーチャル社会のこの研究会にとって、ある意味で重要なことで、それを通して買うのではなくて、もうそこに提供されているサンプル、自由にとれるサンプル画像が十分悪影響を与える余地があるということですね。それでは、ちょっと大変だけれども、今のサンプルのことにメモを作ってみてください。過酷な要求で申しわけないけれども、それを入れていくということですね。インターネット上でサンプルという形でわいせつな画像を児童でも収集可能であり、そのことによって悪影響が考えられるという趣旨のことですね。

【H委員】 I委員、コミックのサンプルですか。表紙とかでなくてですか。

【I委員】 コミックのサンプルというふうに聞いています。

【座長】 だからもうそのものなんですね。まさにさわりの部分が集められて、それが子どもたちに影響を与えているという事実があるのだとすれば、やっぱり。これはお金を払わなくても容易に、要するにクリックして画像を取り込んで全部取れてしまうということですね。

【I委員】 おしりとか、そういうキーワードを入れていくと、書店で、その中でサンプルがあって、それを集めているというふうに聞いています。

【F委員】 動画でもゲームでもありますよね、サンプル。

【座長】 それはただなわけですよ。

【F委員】 そうですね、無料で。だから年齢制限はうそさえ言えば簡単にクリアできてしまう。

【座長】 事務局には申しわけないけれども。

【事務局】 どこに入れるかということと表現等についてはちょっとお任せしていただくという形で今書いてみますので。

【D委員】 この問題は、自主規制を促すということ以外になかなか適切な方策が難しいものかしさがあるんですが、具体的な施策というよりも認識度の問題で、子どもを性行為の対象とする内容を含むコミックの対応の在り方について、表現の自由との問題、「表現の自由の保障とのバランスを勘案しつつ、子どもの安全を確保するとの観点」で、子どもは安全を確保されればいいのかと。このコミックの問題というのは、子ども全体の人格とか人権、尊厳を傷付けるようなものであって、表現の自由との関係で、子どもの安全が確保されるという利益だけなのか、また、子どもたちの人格とか人権の尊厳、人格の尊厳というのが損なわ

れているという問題が観点としてあるのではないかと。表現の自由も重ければ、この性行為等を対象とするコミックというのは、子ども的人格の尊厳を傷付けている。そういう意味では、子ども的人格の尊厳への配慮とか安全を確保するとの観点でということ、もっと重いものが片一方にあると思います。表現の自由との関係について一言入れていただければなという感じがします。

それと、大人側の節度というのは、大人側の裁量的な節度ではなくて、大人の良識や節度ということはどうしても必要なんだろうと。何かちょっと業界側に主だったような感じがしなくもないので、もう少し子どもの立場に立ったという視点を多少強調していただければ幸いです。

【座長】 今の点、よろしいですか。

【事務局】 委員の先生方に特にご異存なければそういうふうな形で。

【座長】 よろしいですね。そうすると、「子どもの安全を確保するとの観点で」というのを「子ども的人格の尊厳及び安全を確保する」、それを足すだけでちょっとイージーですけどもそう直ささせていただいて、あと大人側の節度というのを、ただ促すということも変えなければいけなくなりますかね、良識、大人側の良識ある対応...

【B委員】 良識ある対応ということですね。

【座長】 ぐらいでいいですかね。「良識ある対応を促すなど」、ちょっとあいまいかもしれませんが、そのぐらいでよろしいですか。

【D委員】 良識ある、節度ある対応を促す。

【G委員】 できれば責任とか入った方が。大人の責任ですよ、これ。

【座長】 ただ、後の具体的な手法について検討されるべきであるという言葉でまとめると、おっしゃるとおり、大人の責任というご主張は非常によく分かるんですけども。

【B委員】 節度という言葉は僕が入れた言葉なんです。僕、この言葉はすごく大事だと思っておりますので、節度を消さないでほしいです。

【座長】 では、良識や節度ある対応、節度ある対応を促すなどの、大人の責任というのはちょっとこの流れだとあれですね。ここでは大人に何を求めるかということで、良識ある節度ある対応を求めると。大人に責任を自覚してというようなことを入れて.....。

【H委員】 多分、大人の責任というのは、このコミックの問題だけではなくて全部だと思うんですね。「おわりに」というところで、「大人社会は「子どもを守る」という基本的な姿勢が改めて問われているということを感じ」と、この部分で包括されているかなという感じはするんですけども、どうかしら。

【座長】 すみませんが、ここのところはD委員のご指摘を踏まえて「子どもの安全を」というのを「子ども的人格の尊厳及び安全を」に直して、あと2行下の「大人側の良識や節度ある対応を促すなどの」というふうに直すと。事務局、よろしいですね。

【事務局】 はい。

【C委員】 今、ざっと調べたら、簡単に見つかりました、ダウンロードできるサンプルが。今ちょっと携帯電話で調べたんですけども。

【座長】 パソコンを持っていらっしやらない。

【C委員】 いえ、パソコンではなくて携帯電話でも十分に調べられますから。そこには、幾つか少女を題材にしたわいせつなコミックがサンプルとしてダウンロードできるようになっています。同人誌を買うための参考として画質を見てくださいというような趣旨で、サンプルとしてダウンロードが幾つもできるようになっています。簡単に調べてそれぐらいありますから、多分調べれば幾らでもあると思いますので、サンプルの問題というのは取り上げてよろしいかと思います。

【座長】 それでは、今の点。

【事務局】 サンプルの関係でございますが、一応事務局の方でパターンがございまして、1つが、先ほどI委員からご指摘のあった部分の後に、「なお、インターネット販売において、サンプルとして提供されている画像等の中にも過激なものがあり、子どもに影響を与えているという指摘もある」と、ちょっと落ち着きどころが悪いんですけども、こういった趣旨のものを入れるというもので、もう1つが対策の部分にいくんですが、(4)の ところに「サイト上から削除すべきである」というような言い方があるんですが、この後に、「同様に、これらのコミック等のサンプル画像も削除すべきである」というようなことを入れるというのが、現段階で事務局が考えている案でございます。

【座長】 I委員、いかがですかね。

【I委員】 個人的には対策のところできちんと入れてもらうのがいいかなと思いました。

【座長】 そうですか。本当は筋として、問題点、課題のところでは指摘した上で対策で押さえるというのが筋でしょうが、どちらを、両方入れても矛盾はしないわけですよ。

【H委員】 両方入れてもいいんじゃないですか、今のところ。

【事務局】 分かりました。委員の先生方、そういったことでよろしければ。

【座長】 よろしいでしょうか。今、探してもすぐ出てくるほどで、結構重要な問題だと思いますのでね。ちょっと量が増えてしまいますが、何とかありますね。

【事務局】 はい。

【座長】 ほかによろしいでしょうか。

【事務局】 今のI委員の問題認識は、サンプルでダウンロードされていることによって、例えば子どもでも容易に手に入ることが問題だということなのか、それとも元に戻ってそういった子どもを対象とするコンテンツがわけの分からないまま公共に流通することが問題なのか、どちらの方が力点だったんでしょうか。

【I委員】 後者も当然問題になってくるんですけども、私が思ったのは、子どもが手に入れるというところで、ふと思ったんです。

【事務局】 というのであればむしろ、例えば18歳未満の者でもインターネットなどで容易

に入手できるという、本体との関係は同じですよ。本体ですら入手できることが問題なので、当然サンプルも問題なんですけれども、本体とサンプルの違いは無料かどうかというだけなんですよね、この場合。そういう話ではなかったかと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

【I委員】 確かにそうですね。ただ 番でコンビニで簡単に買えるとか、人に知られずに買えるというところで、お金がなくても小学生でも買えるなというふうにふと連想したものですから。

【事務局】 入手の容易性が、特に子どもに対する入手の容易性が問題であるみたいな感じですね。

【I委員】 まあそうですね、はい。

【座長】 小学生がですよ、コンビニまでわざわざ行かなくても、要するに部屋にこもってクリックするだけでそういう漫画が集められるという事態はかなり重要なこととして、抽象的にくくれば小学生がアクセスしやすい、それを何とかしなければいけないという問題であるけれども、やっぱり指摘として1項目立てておくというのは、それなりに意味があると思います。もちろん原案をなるべく動かしたくはないんですが、せっかくのご指摘なので、事務局でも対応してくださったので、そこで入れていただくということで進めたいと思います。

あともしなければ、コミックに関してはこのくらいでまとめさせていただいて、「おわりに」に入る前に、C委員にさっきお願いしておいたゲームに関する家庭におけるルールづくりの部分ですが。

【C委員】 では、携帯電話と同じような形で載せていただければいいと思うんですが、中身として7点考えましたのでご検討ください。

とりあえず番号を付けて言います。1点目でございますが、居間等、保護者の目の届く場所で遊戯すること、2点目、遊戯時間の上限を定めること、3点目、これは携帯電話と同じですが、食事中や懇談中、深夜には遊戯しないこと、4点目、外出先で遊戯する際にマナーを守ること、5点目、目を悪くしたり手や腕を痛めたりしないよう、身体の姿勢や部屋の明るさに注意すること、6点目、これは内容面について考えてほしいということで出たのですが、ソフトの購入(オンラインゲームの申込も含む。)の際には、内容について保護者と十分に相談すること、7点目は、携帯電話の最後のところと同じでありまして、ルール違反やゲーム遊戯によって生活に支障が生じている場合にはゲーム遊戯を禁止すること、としてみたのですが、いかがでしょうか。

これを携帯電話と同じように、こういうことについて家庭で検討することが必要だということを入れていただく、必要というか、望ましいですね、さっきの5点のところでもいいですと、望ましいということを入れていただくということですね。このルールがいいということではなくて、こういう項目についてルールを決めることを家庭で検討することが望ましいという言い方で入れていただきたいと思います。

【座長】 そうすると、「また、保護者に対しても、ゲームの遊戯に関する下記のような家庭でのルールづくりと子どもの遊戯状況のチェックにつながるような」と、「下記のような」を入れて、その下に今の から を並べて、 から のルールの例というようなことで、「作成すべきである」を「望ましい」というような形でまとめていただければ。非常にバランスがとれていて、やっぱり読んだ側から見れば、非常に具体的な指針が明らかになるということだと思います。内容的には、先生はもちろんご専門ですし、ほぼ今までの議論からいってもご異存ないと思いますので。

【F委員】 非常によくまとまっている指導指針だと思うんですけども、1つだけ追加してほしいなと思うのは、まず一番最初の出発点になることなんですが、非常にのめり込みやすかったり、いろいろな害が生じる可能性があるということについて、まずその部分をよく話し合うというか、教えてあげるとするか、その年齢にもよるとは思いますけれども、そういう、まずその部分をちゃんと教えた上でこういう取り決めをするということがすごく大事だと思うんですね。ただ決まりだけを与えるというのではなくて。だからその辺の何か前書きみたいな部分か、あるいは最初のもっと第1項目としてそれを入れていただくかすると一層いいのではないかなと思います。

【座長】 ご主張は非常に重要だと思うのですが、このページの地の文の2行目、「また、保護者に対しても、ゲームの遊戯に関する家庭でのルールづくり」というところで、「保護者に対しても子どもとゲームの問題について十分話し合うとともに」みたいなものを入れて、あとの7つは先ほどのC委員のやつをそのままなるべく、ルールの中身としてはさっきの7つにしておいた方がまとまりやすいと思いますのでね。ですから、保護者と子どもとゲームについて、ゲームの問題性というところとちょっときついかもしれないので、ゲームについて十分に話し合うようにした上で遊戯に関する家庭でのルールづくり云々というのをつなげていくと。ちょっともう1回見直して、そちらでチェックしていただければと思います。

【事務局】 分かりました。あとは携帯電話との並びの関係なんでございますけれども、こういうふうに落とし込むのではなく、数が多いので、外出しにするという感じの方がよろしゅうございますか。

【座長】 そうですね。

ほかになければ、最後の部分、時間の関係もあるので、「おわりに」のところについてご意見をいただいて、最後に皆様のご感想をいただいてまとめにしたいと思います。

【H委員】 この点については、先ほどD委員がおっしゃった子どもたちの安全、安心の問題だけではなくて、やはり子どもたちの人格だとか、あるいは健全な成長だとか、何かもうちょっと広い枠でやった方がいいのではないかなという気がしました。先ほどの意見を伺っていて。

【座長】 そうすると、やはり真ん中あたりで「安全・安心を脅かされる事態になる可能性もある」というところの前に……。

【H委員】 そこに例えば子どもたちの人格が侵害されるとか……。

【座長】 ですからやっぱりさっきと同じように、「子どもたちの安全・安心」の前に、「子どもたちの人格の尊厳や安全・安心が脅かされる」と。

【H委員】 そうですね、それでいいと思います。

【座長】 ちょっとイージーですけども、そうさせていただければ。

【F委員】 成長とかは、また違う観点なので、やはり今ご指摘された成長の問題とか発達の問題もぜひそこに入れていただきたいです。

【D委員】 それは多分その下の段落のメディアがもたらす利便性云々のところに、「子どもを守ることを最優先とすべき」の前に「子どもの健全な成長を図り子どもを守ることを最優先とした」とか、そういう形で、その前にワンフレーズ補えばよろしいのかと思います。

【座長】 子どもの健全な成長を、何にしたらいいですかね。

【D委員】 促し。

【座長】 促しですかね。

【B委員】 成長は「子どもの健全な成長を最優先とした」につながるのが一番いいですね。

【座長】 では、子どもの健全な成長……。

【B委員】 「や」でいいのではないですか。

【座長】 「や子どもを守ること」、子どもを守るということはかなり広いんですよ。

【F委員】 守るということにさっき言ったような3つのような意味があると思うんですね。尊厳であり、成長であり、そしてやっぱり安全であるということ。だから上に並べておくとか具合悪いですか、その子どもたちの尊厳と成長と安全・安心。

【D委員】 ただ、上の方は、そういう事態になる可能性もあるということでの指摘ですので、我々の問題意識としては、後ろのところを何を最優先とした取組をするかという認識のところきちんと書かれた方がよろしいかと思いますが。

【座長】 むしろ「子どもを守る」を「子どもの健全な成長」に置き換えてしまっても通じるんですよ。健全な成長の中に安全に育っていくということも入りますので。そうしますと、「子どもを守る」を「子どもの健全な成長」に直して、「を最優先とした取組」で、これは安全・安心を重視する、警察の研究会でもあっても、やっぱりそれは子どもの成長という言葉がここに入ってもちっともおかしくないと思いますので。事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】 そうしますと、「子どもを守る」というのを「子どもの健全な成長」を最優先ということで。

【座長】 その前に、「弊害について十分認識した上で、子どもの健全な成長を最優先とする取組を進めていくことは」ということで。

【事務局】 それともう一つ、「子どもを守る」というキーワードはその2行下に出てまいりまして、大人社会はというのが……。

【座長】 これは全然問題ないのではないですか。

【事務局】 はい、分かりました。

【C委員】 先ほどの家庭でのルールのことなんですけど……。

ゲームについては箇条書きで出していただけというお話でしたので、だとしたら携帯電話についても同じような扱いにさせていただいた方がありがたいと思います。つまり同じような問題ですので、同じような事柄を違う書き方にするというのは分かりにくいことだと思いますし、価値を認めていただけるのでしたら強調していただいた方がありがたいと思います。いかがでしょうか。

【座長】 仕切り方なんですけれども、中身ははっきり確定していますので、これを箇条書きにするということで最終案として今日、確定させていただくことは可能だと思います。

【事務局】 分かりました。

それと、先ほどの、個別指定、包括指定の関係です。「ゲームがもたらす弊害への対策の現状と課題」(3)地方公共団体のところです。CEROを団体指定している県が4県、うち長崎県については、「一定のゲームソフトを有害図書と指定している」という形でダブルカウントする形になります。ですから団体として指定しているのは8月1日現在3府県という状況で、12月現在の数を確認しているところですが、この数値に変更がないということを前提に修整文を読まさせていただきます。

最初のところの青少年保護育成条例に基づき云々というところは同じで、その後を「を有害図書と個別に指定している。また、3県がCEROを団体指定し、CEROがZ区分としたゲームについては有害図書としている」と。これに伴いまして、その次の文ですが、「これ以外については、青少年保護育成条例に基づく対応も十分とはいえない状況にある」といったような形に修整させていただきたいと考えております。ご検討の方、よろしく願いいたします。

【座長】 いかがでしょうか。ご指摘がありましたらどうぞ。

【C委員】 長崎県が個別と包括と両方ということでしたよね。それで個別の方でカウントして、包括でカウントしないというご判断をされたということだと思うんですが、むしろ包括の方が広いから、そちらにカウントした方がいいのではないかという気もするんですけども、それはなぜ個別の方だけでカウントされたんでしょうか。

【事務局】 先に中間報告を取りまとめた際、条例改正等の際にいろいろ議論をすることが必要だといったお話がございました。今回もランド・セフト・オート などについて議論をした上で指定しているといったところをとらえて、個別指定を前面にするような形の書きぶりにさせていただきました。ご指摘がございましたらお願いいたします。

【C委員】 だとしたら、重複するんだけどねという言葉をつけて、4県と書いた方がよろしいのではないのでしょうか。包括指定を4県やっているのはやっているんでしょから、それを3つと書いてしまうと、それも誤解を招くかと思いますので。

【座長】 8府県、4県にして、注釈で重複しているということを書くというやり方が一番

適正かと思います。

【座長】 それから別紙4、これについてはE委員のご指示をいただいて直し方はどうなりますか。

【E委員】 先ほど事務局からご説明いただいたんですが、これはC E R Oの資料そのものがこういう出し方をしているということで、そちらが大ざっぱな書き方になっているということでございます。審査実績なども年代によって難しいところがあって、それについては資料がない状態ですので、やはりこのままで私は結構かと思います。ただC E R Oの資料を引用しているということを書いておけば、こちらで集計したわけではないことが分かりますので、そういう対応はどうかということを経済局に先ほど申し上げた次第でございます。

【座長】 事務局、それでよろしいですか。

【事務局】 はい。

【B委員】 これは確認なんですけれども、第4の「子どもを性行為等の対象とするコミック等について」の3、(2)の「業界団体等による取組の現状」のパソコンゲームのところですが、「ソフ倫による審査では「女子校生」と書いてありますが、これは「女子校生」の「校」というのは「高」ではないのですか。

【C委員】 いや、違います。「高」が禁止されていて、この「校」が禁止されていないんです。

【事務局】 このとおりです。ソフ倫にも確認済みです。

【座長】 よろしいでしょうか。それでは……。

【E委員】 今後のことなんですけれども、これは個人的な意見なんですけれども、これは実際にやると大変なのかもしれませんけれども、できればパブリックコメントをとる方がよいのではないかとってはおります。

というのは、メディア問題というのは価値観とか利害関係の対立があるわけですし、合意形成問題の要素が多いものでもございます。私、社会心理学というのをやっているのですが、この分野では、一般にもそうかもしれませんが、近年、合意形成においては手続的な公正というのが非常に重要であるということが言われているかと思えます。例えば何か行政が結論を出すときに、その結論を出す手続が公正であるということでございます。これは分配の公正という、最終的な利害関係について納得できるというものと独立して、その決め方が納得できるということが重要だと言われるわけでございます。具体的には意思決定過程の透明性ですとか、意見陳述の機会があるとかですけれども、透明性については、議事録を公開している程度透明性を確保しているわけですが、ただ発言者が匿名であるということがやや弱いということもありますし、やはり問題の性質上、パブリックコメントをとるのがよいのではないかと、個人的には思っております。

これはいろいろな意見があろうかと思うんです。行き過ぎだということもあるでしょうし、また不十分だということもあって、もし実行すれば大変かとは思いますが、だからこ

そ日本で一般的にどういう認識というのがあるのかということを知って取組に生かす方がいいのかというように思っているわけでございます。実際にメディア関係の報告についてパブリックコメントをとるという例は最近みられるように思いますので、こちらでもそれを検討していただければというふうに思った次第でございます。

【座長】 パブコメ、いろいろな政策に関してそういう方向にどんどん動いているんですけども、これは研究会で議論したものを外に出すということとして、これについてまたもちろん研究会ですから、いろいろなご意見出てくると思いますし、それを喚起するということは、この会の目的の意図するところとも合うと思います。ただ全体の運びとしてはパブコメをとってまた次にいくということは余り考えてこなかったんですね。ですからむしろ重要なのは、こういう研究会の報告書ですので、より多くの人に見ていただけるようにマスコミにもなるべくうまく載せていただくとか、それからネットにも詳しく説明していただくということになります。

特に具体的に、漫画、コミックなんかについて、児童ポルノ法を改正して映像ではなく漫画もそれに入れるというような提案を行うというようなことになるとパブコメが非常に重要というふうになってくると思いますが、この内容自体についてパブコメをとらなければいけないという必要性というか、ご趣旨は非常によく分かるんですけども、また制度としても予定してこなかったわけです、事務局としてもね。ですからせっかくのこれだけ時間をかけた報告書ですので、より国民にプリベールといいますか、議論の種になっていくような方向で使わせていただきたいと思えますけれども、警察庁としてのパブリックコメントをかけるということは、ちょっと今回は難しいと思えますね。申しわけないんですけども。

それでは、これで案を取らせていただいて、ご承認いただいたということで。

最後に、時間がほとんどなくなってしまったんですが、今のE委員のような形で発展的なご意見があれば、また感想でもよろしいのですがお願いします。

【J委員】 保護者の1人としてこの研究会に参加をさせていただいて本当にありがとうございました。この最後の5章に、この研究会の考え方、「おわりに」という形でまとめさせていただきまして本当にありがとうございました。

私どもの方のPTAとしては、子どもたちのやはり先ほどお話ししていただきましたような、全人格的なことを大切として、いろいろな形で保護者とともに、また学校とともに社会に参加できるように活動しておりますが、なかなかいろいろな事情で難しい事例が多くなってまいりました。この問題に関しては、PTAとしても長年研究をしてまいりましたが、なかなか保護者としての考え方に多様性があるすぐに伝わらない、またお互いに共同の活動が、共通認識がなかなか持ちにくいという事例がございましたが、このような形で研究会が1つの報告書ということにまとめていただきまして、非常に重要な今後の活動テーマを得られたのかなと思っております。これを私どもの会長に報告させていただきまして、早速このことについてはフィルタリングに関して重要な意見をいただいたということで、今後の活

動に対しても大きく期待をされた発言をされておりました。このようなありがたいご支援を今後ともまた児童生徒の方に続けていただきますように、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。本当にいろいろな貴重な意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

【B委員】 本当に長時間にわたりまして、この審議に加わっていただきまして、大変立派な報告書をまとめていただいたことに、お願いした立場といたしましても、大変心から感謝を申し上げる次第でございます。

私どもがこの研究会を立ち上げる際に、一体結果はどうなるだろうということは全く予想もつかないことでありました。全く空論が飛び交うだけになるのではないかとか、あるいは議論してみたところで何の力にもならないのではないかとか、いろいろな懸念もあったわけですけれども、しかし子どもたちを守る、あるいは健全に成長させていく上でもっとやるべきことがあるのではないかと、そういう気持ちを持って私どもは呼びかけ、それについて本当に正面から受けとめていただいた委員の方々の情熱があったからこういう報告書がまとめられたんだというふうに思います。

私はいつも思うんですけれども、いつも子どもの問題をめぐっては議論もなされるし、感想も述べられるし、懸念も表明されるけれども、それ以上にはなかなか進まないというのが多々ございます。携帯電話の問題についてもそうですし、ここで議論いただいたすべての問題はそういう問題であります。それでは責任を果たしていることにはならないという思いが強くありまして、何とか状況を変えていくような力を生み出したいと、そのもととなる合意というんですか、誰も反対できないようなものを1つ、しっかりとしたものを持ちたいと、そこからそこに述べられた事柄について現実に変えていく、社会を変えていく、状況を改善していくという、そういうことが大切だというふうに思ひましてお願いをしたところでございますけれども、既にこの中身の一部は現状を改善する上で大きな力になってきておりますし、今日新しく指摘いただいた問題につきましても、今後、役所としては警察庁だけではどうにもならないことがございます。何よりも文部科学省、そして総務省も含めまして、関係省庁にもこの報告書をしっかりと説明し、一緒に何ができるかを役所の中でも議論してまいりたいというふうに思いますし、お約束をいたしたいと存じます。

また、ここで指摘されている関係業界に対してどのような形で働きかけていくのかということについては、まだ残念ながら具体的なものを持っておりません。最も効果的な方法で業界に対してお話をしていきたいと考えております。そのような懸念について、テーマを分けてせっかく報告書をまとめていただきましたので、しっかりと、これを拠点にして、実際に状況を改善していく力を生み出す努力を警察庁といたしましてもやっていきますということをお約束いたしまして、お礼のご挨拶といたしたいと存じます。本当にありがとうございました。

【座長】 それでは、これで研究会を終わりたいと思いますが、本当に、座長としては不十

分なことしかできなくて、皆さんにご迷惑ばかりおかけしたわけですが、日程的にも、出たいけれどもこの日は合わないというようなご事情の方が幾つかの局面で出ざるを得なかった。それにもかかわらず最後まで熱心にご議論いただきまして、学問的な意味でもかなり意味があったんだと思うんですね。警察庁の方々、あるいは文科省の方々にもお願いしたいのは、ぜひこの提言を有効に活かしていただきたいということです。

本当に審議会という形が決まっていて、もうそれを時間だけ過ぎて審議をしたという形の場合もあるんですけど、何が出てくるような分からないような形で議論しながら、決して決めた方向に強引に持っていくということだけはやめようと思っておりましたので、最後こういうふうにとまとまるという可能性は五分五分だと思っていたんですが、本当に皆さんのおかげでまとめることができました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、これで本会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(了)